

各位

会社名 プレミアグループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 柴田 洋一
(コード番号: 7199 東証プライム市場)
問合せ先 取締役常務執行役員 金澤 友洋
(TEL. 03-5114-5708)

(訂正)「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部訂正について

2023年6月29日に公表いたしました「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」につきまして、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付けて表示しております。

記

1. 訂正内容と理由

「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」における「2. 処分の目的及び理由」の記載に一部誤りがあったため訂正を行うものであります。

2. 訂正箇所

【訂正前】

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年5月15日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2019年6月26日開催の第4期定時株主総会において、第4号議案「取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件」として、本制度に基づき譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して金銭報酬債権を支給すること等についてご承認をいただいております。

また、2020年6月29日開催の第5期定時株主総会において、対象取締役について、当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、本制度に基づき付与される譲渡制限付株式の譲渡制限期間を、「金銭報酬債権の払込期日より対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役のいずれの地位をも退任する時点の直後の時点までの期間」に改定することにつき、ご承認をいただいております。

加えて、2021年6月29日開催の第6期定時株主総会において、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の報酬枠を年額50百万円以内に改定すること等についてご承認をいただいております（なお、当該改定につきましては、本制度に基づき、当該承認の後に付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、当該承認の時点で既に付与済みの譲渡制限付株式に関しては譲渡制限期間の変更はございません。）。

さらに第7期定時株主総会において、同報酬枠を年額200百万円以内に改定すること等についてご承認をいただいております。また、当社は指名報酬委員会への諮問を経たうえで、本日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に加え、当社の取締役を兼任しない委任型執行役員（以下「対象執行役員」といいます。）にも、本制度を適用し、譲渡制限付株式を付与することを決議いたしました。加えて、2023年7月7日開催の取締役会において、対象取締役及び対象執行役員に加え、当社の子会社取締役（以下「対象子会社取締役」といいます。）にも譲渡制限付株式を付与することを決議いたしました。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

(後略)

【訂正後】

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年5月15日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2019年6月26日開催の第4期定時株主総会において、第4号議案「取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件」として、本制度に基づき譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して金銭報酬債権を支給すること等についてご承認をいただいております。

また、2020年6月29日開催の第5期定時株主総会において、対象取締役について、当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、本制度に基づき付与される譲渡制限付株式の譲渡制限期間を、「金銭報酬債権の払込期日より対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役のいずれの地位をも退任する時点の直後の時点までの期間」に改定することにつき、ご承認をいただいております。

加えて、2021年6月29日開催の第6期定時株主総会において、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の報酬枠を年額50百万円以内に改定すること等についてご承認をいただいております（なお、当該改定につきましては、本制度に基づき、当該承認の後に付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、当該承認の時点で既に付与済みの譲渡制限付株式に関しては譲渡制限期間の変更はございません。）。

さらに第7期定時株主総会において、同報酬枠を年額200百万円以内に改定すること等についてご承認をいただいております。また、当社は指名報酬委員会への諮問を経たうえで、本日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に加え、当社の取締役を兼任しない委任型執行役員（以下「対象執行役員」といいます。）にも、本制度を適用し、譲渡制限付株式を付与することを決議いたしました。加えて、2023年6月28日開催の取締役会において、対象取締役及び対象執行役員に加え、当社の子会社取締役（以下「対象子会社取締役」といい、対象取締役及び対象執行役員とあわせて「対象取締役等」と総称します。）にも譲渡制限付株式を付与することを決議いたしました。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

(後略)

以 上